第百七十八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　法第十一条の四の二（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業に係る事項

第二百二十四条第一項第一号中「水産加工業協同組合が」を「水産加工業協同組合若しくはそれらの子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は」に、「第二十八条各号」を「第二十八条第一項各号」に改め、同項第四号中「連合会が」を「連合会若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は」に、「第二十八条各号」を「第二十八条第一項各号」に改める。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十四号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二十条第二号を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号ハ中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改める。

第三条の二第三号ハ中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十五条の規定を実施するため、原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令

原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十六号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）を実施するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号中「石炭」の下に「及び金属鉱物」を、「含む。）」の下に「並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を加え、同項第四号を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第九及び第十一特定―第12表6の1中「及び」を「、」に改め、「国内認証排出削減量」の下に「及び海外認証排出削減量」を加え、同表6の1の備考中「また、」を削り、同表6の1の備考2中「合計量」の下に「並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量」を加え、「その種別ごとに」を「特定―第12表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を」に改める。

様式第九及び第十一特定―第12表6の3を次のように改める。

6の3　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 （特定排出者コード）	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
合　　計　　量			t-CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

5　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

6　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。